

学校における子どもの権利の実態と 学校運営への子どもの意見表明権の保障

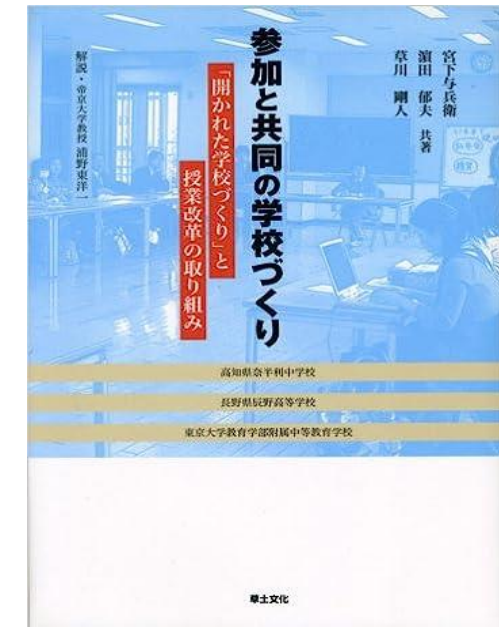
東京都立大学大学院

客員教授 宮下与兵衛

(「開かれた学校づくり」全国連絡会・共同代表)

研究

私の



28年間、政府は「子どもの権利条約」を国内法にせず、学校現場にもおろしてこなかった

- 日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准したが、それから28年間にわたり国内法(子どもの権利基本法)をつくらずにきた。
- また学校などの子どもに関わる現場の教員や職員に研修をせず、なによりも子どもに子どもの権利を教えることをほとんどしてこなかった。こうして子どもの権利の「ほとんど空白の28年間」が過ぎてしまった。

「子どもの権利条約の教育を学校のカリキュラムに組み入れること」 毎回の勧告

- 「あらゆる段階の**学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること**」(条約実施に関する一般的措置)
- 「**教員、裁判官、弁護士、家裁調査官、すべてのレベルの公務員に、子どもの権利条約の計画的かつ体系的な教育および研修を継続して実施すること**」(国連子どもの権利委員会からの毎回の勧告)
- 「**子どもが権利の主体であるという事実に対する公衆一般および子どもの認識を高めるためのキャンペーンを強化すること**」

(子どもの権利委員会第2回所見)

- 「**大部分が十全に実施されていないか、まったく取り組まれていないことに遺憾の念を表明する**」(第3回所見)

「子どもの権利条約」 第12条 「意見表明権」

- 「締約国は、**自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保証する。**その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」
- 締約国はこの条約の第44条で子どもの権利の実現のためにとった措置や権利の享受についての進捗状況を国連子どもの権利委員会に報告するよう義務付けられていて、定期的に政府から報告し、また民間からもカウンターレポートが寄せられて審査されてきた。

日本では「意見表明権」を実施していない

- ・国連子どもの権利委員会 は、その審査で、日本では、子どもに関することを決める時に、「**学校その他の施設において、方針を決定するための会議、委員会その他の会合に、子どもが継続的かつ全面的に参加すること**」を保障して、**意見を聞いて決めることをしていない**として、「**確保すること**」と日本政府に毎回勧告をしてきている。

※日本政府への国連子どもの権利委員会の「第2回最終所見」(2004年)、「第3回最終所見」(2010年)、「第4・5回統合報告に関する最終所見」(2019年)を参照。

学校における子どもの権利条約の実態

校則問題と子どもの意見表明権

- 近年、校則に理不尽な校則があり、さらに人権侵害ともいえる校則があり、「**ブラック校則**」という言葉が社会問題にもなってきた。2017年に大阪の府立高校の女子生徒が、生まれつきの頭髪を黒く染めるように4日ごとの頭髪検査で指導されて、髪も頭皮もボロボロになり、そして不登校になったと裁判に訴えた。
- 大阪府立高校の6割の高校で入学時に**地毛証明書を提出**させて頭髪検査をしていること、東京都立高校でも約6割の高校で実施していることが報道された。こうした校則や指導に対して生徒たちが生徒会として改善要望の意見表明をしても相手にされず無視されることが全国的に続いてきて、保護者やメディアからの批判が続いてきた。

「規律教育」で校則が細かく、指導が厳しくなった

- 2006年に安倍政権は**教育基本法**を変え、新たに「**国を愛する態度を養う**」教育とともに「**規律を重んずる**」教育(第6条)を定めた。
- 翌年、文科省が「**問題行動を起こす児童生徒**」には「**毅然とした指導を行うよう**」通知した。
- 都教委は「都立高校生活指導指針―規範意識の育成に向けて」を出した。
- 義務教育現場では「**生活スタンダード**」という**生活統制**が進められた。

→校則が細かく・指導が厳しくなり、さらに「**ブラック校則**」・地毛証明と黒染め帰宅指導・下着検査などが人権侵害や学習権侵害として問題になる。

学生たちは学校をどう見ていたか

- 私は公立と私立の2つの大学の教職科目の授業で学生に2013年から6年間、**中学・高校の授業、校則と生徒会活動について**アンケートで意識調査をしてきた。簡潔にその結果を述べると、多くの学生が**学校の校則や授業などを「変えて欲しい」という改善要望をもっていたが、「要望を学校から聞かれたことはない」し、「変わるものだと思ったことはない」という学生が大半である。**また、「校則を少しでも変えたいと、生徒会役員になった」学生は、その多くが「**要求は学校に拒否されて終わった。その理由説明もなかった**」と答えていて、「**挫折感だけ味わった**」という学生もいる。ある学生は「学習性無力感が残っている。**努力しても変わらないことを学んだ**」と書いていた。

今の大学生の特徴(中学・高校生から)

(『先生、どうか皆の前でほめないでください』 金沢大学教授・東大客員教授
金間大介著)

(特徴)

(宮下の分析)

- 自分の意見は言わない→「正解でなかったら困る」という「正解主義」の弊害から
- 討論はしたくない→相手に反論したらマズイ関係になるのが心配だから
- 目立つことが恐怖→目立つと打たれるのではと思う
- 「浮いたらどうしよう」・100人のうちの1人でいたい→上と同じ
- 競争したくない→新自由主義の「競争と自己責任」社会の弊害から
- 自己肯定感が低い・自分に自信がない→上と同じ
- 評価されるのが怖い→「意欲・関心・態度」の観点別評価の弊害から
- 多数派でいたい・横並び主義→目立ちたくないから
- 言われた以上のことはしない→主体性がないから
- 学歴志向が強い→人を学歴で評価する傾向から

国際学力到達度テスト(OECDのPISA)で分かったこと

- 教科の知識はあるが、教科横断的な総合的な力が弱い
- **日本の子どもは知識はあるが、それを使える「生きる力」「人間力」が弱い**
 - = 思考力・判断力・表現力が弱い
 - 課題解決能力が低い
 - コミュニケーション(討論する力)能力が低い
 - プレゼンテーション能力が低い

企業が求める能力(経団連アンケート)

- ①コミュニケーション能力、②主体性、③協調性、⑤チャレンジ精神

若者は学校と社会の中で困っている

都立大の就活中の学生の言葉

①「就活では**コミュニケーション能力やチームワークや連帯**が求められるが、そんな世の中で育ってきていない。**競争と自己責任と言われ、負け組にならないよう頑張ってきた。**」(男子)

②「就活で**個性や主体性を出せと言われる**が、そんなこと高校までありえなかった。いつもみんなと同じようにやる**と言われ、意見を言ったりしないよう目立たないようにしていた。**」(女子)

投票以外の政治参加も低水準

20代の過去1年にやったことがある人の割合（％）

※日本は全世代で低水準

出典:ISPP2014 Citizenship II より

室橋祐貴氏作成資料

	日	韓	米	英	独	仏	瑞
署名活動	5	24	31	48	30	40	45
商品のボイコット（政治的・倫理的・環境的理由による）	10	17	20	18	46	36	69
デモへの参加	1 未満	4	12	8	10	12	12
政治集会への参加	1 未満	2	7	3	11	4	13
意見表明を目的とした政治家への接触	1 未満	4	10	7	6	3	9
寄付、政治活動のための基金創設	11	21	30	21	24	23	33
意見表明を目的としたメディアへの接触	1 未満	3	2	4	7	3	6
インターネットでの政治的意見の表明	4	5	21	19	14	10	19

世界の高校生・大学生たちは気候変動防止行動を
続け、2019年9月20日と27日(金曜日)の2日間には
700万人が行動し、運動は続いている。

生徒が学校運営に参加して主権者に育てる教育

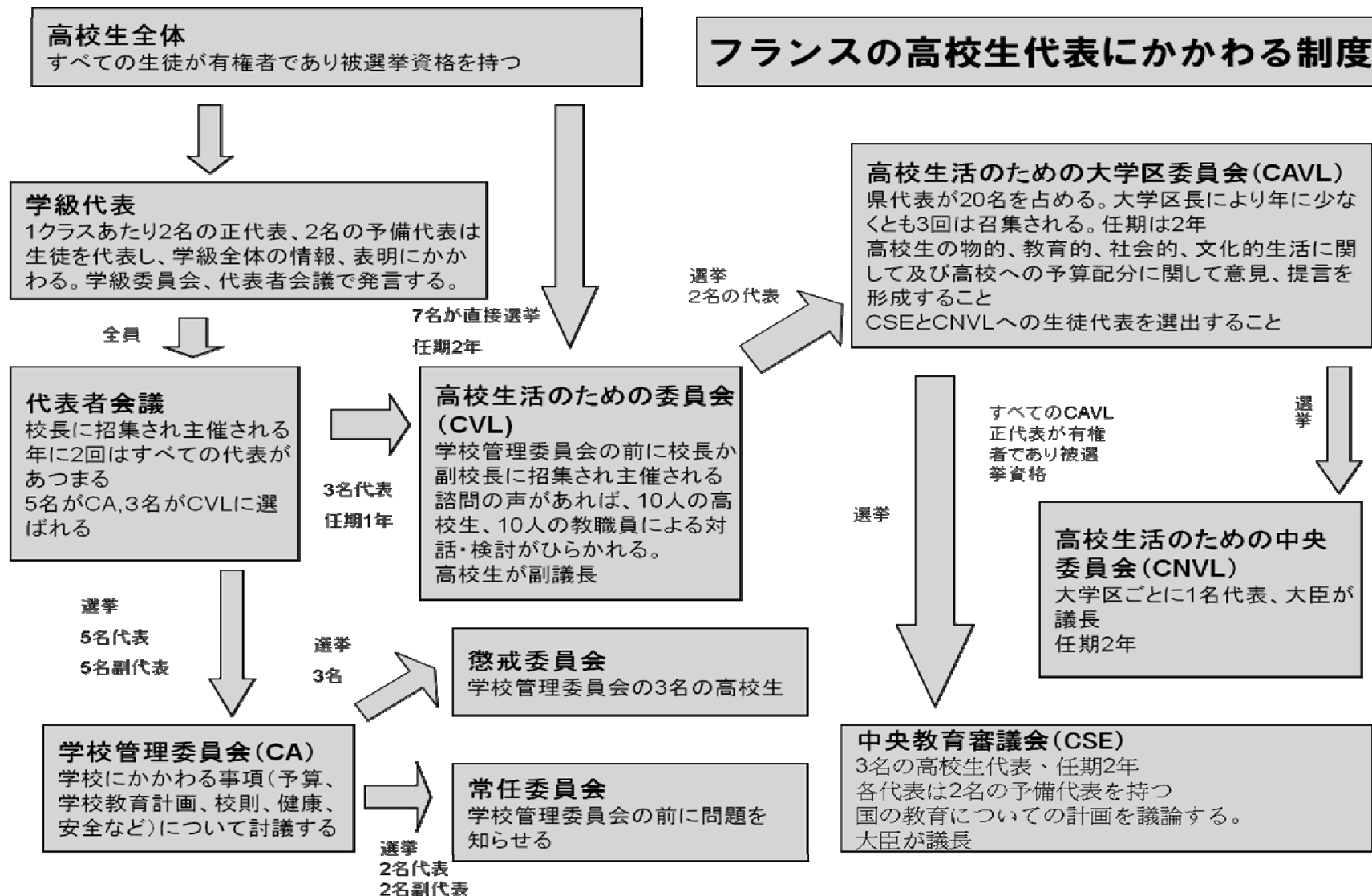
- **Local School Council(学校評議会:LSC) = 欧米の学校運営への参加**

シカゴ学校改革法(1989年)によりすべての公立学校に設置されています。保護者6人、住民2人、教職員3人、生徒1人で構成され、ここで校長選考、校長の評定、学校改善計画の承認、学校予算の承認などを行っています。代表はすべて公選で選ばれます。

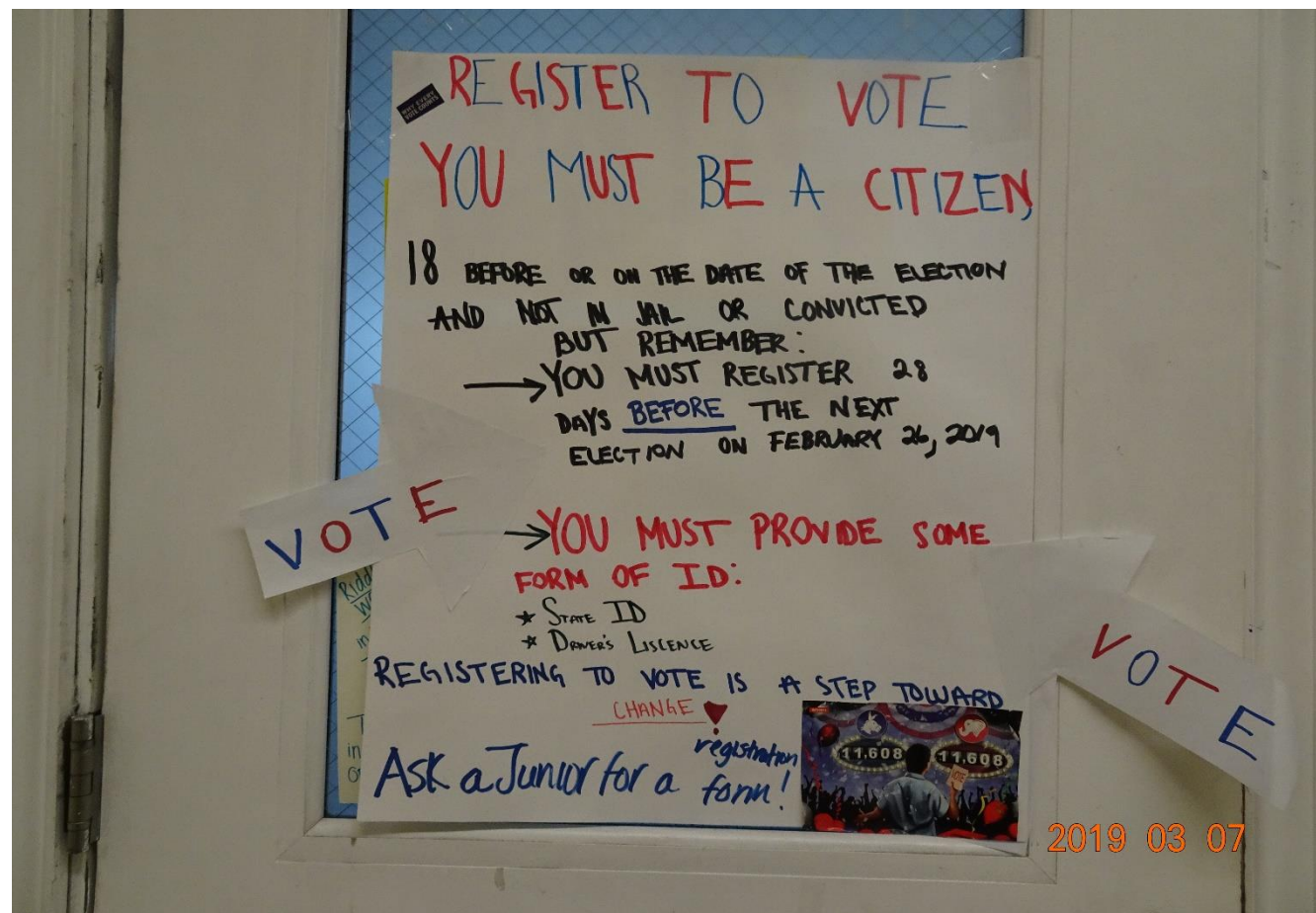
- **Student Voice Committee (スチューデント・ボイス・コミッティー) = シカゴの学校運営への参加** 必置ではないが、現時点でおよそ75/90校(8割)の高校、小中は45/400校が導入しています。実態は学校によりさまざまで、生徒会(student council、student government など名称は統一されていない)とは別組織の場合もあれば、統合されているケースもあります。LSCが生徒参加は代表1人のため、多くの生徒の声を学校運営に反映させていくものとして、また生徒たちの運動で要求を実現していくものとして機能しています。

古田雄一「多様な生徒参加の機会を学校・地域ぐるみで保障」宮下他著『世界に学ぶ主権者教育の最前線—生徒参加が拓く民主主義の学び』(学事出版、2023年)

フランスの高校生の参加制度



「LSC（学校評議会）で最近私たち生徒が要求したことは、カリキュラムの改善で、LGBTなどについての性教育を増やしてほしい、外国語の導入を生徒の要望（生徒アンケートを生徒会がとり）で決めてほしいと要求して実現しました。また、生理用品をトイレに常備してほしいと要求して実現しました。」（シカゴの生徒へのインタビュー）



（筆者撮影）

生徒が社会参加して市民に育てる教育

- **civics（公民科）** 公民科(社会的な活動や組織を自主的に企画・運営できる人間の育成を目指した教育)が必修化されていて、この中でサービス・ラーニングも州規定で必修化されており、教室での学習のみならず、現実社会と交わる学習が求められています。
- **service-learning（サービス・ラーニング：SL）** = 地域・社会活動への参加(米国の伝統的なシティズンシップ教育)

サービス・ラーニングは、民主主義を再生させることを目的として、コミュニティへの参加活動を通して学習し市民として成長させていく教育方法です。サービス・ラーニングはシカゴ学区の高校の場合、教科で公民科ともう 1 科目で実施が必修となっています。

古田雄一「多様な生徒参加の機会を学校・地域ぐるみで保障」宮下他著『世界に学ぶ主権者教育の最前線—生徒参加が拓く民主主義の学び』（学事出版、2023年）

2018年の学校での銃乱射事件に対して全米で3,000校の高校生が銃規制を求めるデモを行い、翌週には大人にも呼びかけて全米100万人の「命のための行進」になりました。



2019年9月の一週間にドイツでは150万人の高校生
・大学生が気候温暖化防止を求め参加しました

では、なぜ日本の若者は投票や行動に参加しないのか＝「参加しても変わらぬと思わないから」

- 世界青年意識調査(内閣府・2018年)によると、日本の若者は「政治に関心がある」は43.5%です。
- 同じ調査で、「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」は33.3%に減ります。
- 「私の参加により、変えて欲しい社会現象が少し変えられるかもしれない」と回答した若者の割合は、米、独、英、仏、スウェーデン、韓国の順番で、日本は32.5%で最下位でした。

→「意見を出しても変わらない」という学校体験がこうした意識形成に影響していると考える。

子どもの権利を知らない日本の子どもたち

質問「子どもの権利条約」を学校で教えてもらいましたか。

- 公立大学(50人)
 - ア 教えてもらっていない 26人(52%)
 - イ 名称だけ教えてもらった 13人(26%)
 - ウ 内容も教えてもらった 11人(22%)(中学で4人、中高で1人、高校で6人)
- 私立大学(282人)
 - ア 教えてもらっていない 198人(70.2%)
 - イ 名称だけ教えてもらった 55人(19.5%)
 - ウ 内容も教えてもらった 29人(10.3%)(中学で8人、中高で6人、高校で15人)

※公立大学は3年間分(2016年～2018年)の50人、私立大学は5年間分(2014年～2018年)の282人を対象にした、筆者による調査

子どもの意見表明権を保障する取り組み －三者協議会と四者協議会の事例

長野県(立)辰野高校の三者協議会とフォーラム

生徒・保護者・教職員の三者協議会を設置。生徒会はアルバイト、服装の校則などの改善を提案し、三者の話し合いと合意による学校づくりをしてきた。



(筆者撮影)

教員は制服に反対し、2年間続けた服装論議。標準服導入で合意し、デザインは生徒会がファッションショーを開き、生徒・保護者・教職員の投票で決めた。



(筆者撮影)

学校経営に参加して民主主義を学ぶ

全校生徒の要求の集約→改善提案→協議→提案の変更→
合意→決定というプロセスから生徒たちは参加と協議
(熟議) による民主主義を学んでいくことができる。



(筆者撮影)

ドイツ 民主主義を学び、民主主義を生きる学校

排外主義などの右翼的な主張に惹かれる若者の増加傾向に対してドイツの各州文部大臣会議で民主主義教育の強化が決められました。

民主主義教育の「マニフェスト」では、

- ①民主主義は学校教育・青少年育成の中心課題である。
- ②民主主義を「生活形態としての民主主義」「社会形態としての民主主義」「統治(政治)形態としての民主主義」として学ぶ。
- ③学校を「民主主義を学ぶ場」とするとともに「民主主義を生きる場」としている。

柳澤良明「学校全体で取り組む民主主義教育」『世界に学ぶ主権者教育の最前線』より

- ・学校経営への生徒参加は、この「民主主義を学ぶ場」「民主主義を生きる場」という主権者教育の場になっている。

生徒と教師の共同による授業改善

- 辰野高校はじめ全国で三者協議会を実施している高校では、生徒会と職員会の共同で授業改善に取り組んでいる。
- 辰野高校では、生徒会は全校アンケートで授業に対する要望を集めて、三者協議会で各教科に改善要望を出し、職員会からは生徒の授業態度などについて改善要望を出す。
- 生徒会は各クラスで話し合いをもって改善案を決め、職員会は各教科会をもって授業改善案を決め、協議会で回答し合う。
- 年度末の協議会に各クラスからと各教科から取りくみの自己評価が発表される。
- これは教育サービス業(教師)と顧客(生徒)の関係ではなく、教育の専門職(教師)と学びの主人公(生徒)による共同の取り組みである。

三者による参加と共同で28年間継続 子どもの権利「意見表明権」が実行されてきた



(筆者撮影)

高校生と地域住民とのフォーラムから 高校生の地域づくり参加へ



学校と地域・企業との連携

生徒と地域住民の話し合いから地域づくり参加へ

- 文科省の「開かれた学校」である「コミュニティ・スクール」は地域住民や保護者の代表は参加できるが、生徒は参加できない。
- 辰野高校では、1997年から住民や役場職員との話し合いの場(フォーラム)をつくり、生徒が参加してきた。

生徒が参加する地域住民との話し合いの場「辰高フォーラム」で、町のボランティアコーディネーターが生徒たちの活動を評価すると生徒たちは話し合いに積極的に参加していった。



(筆者撮影)

地域の批判に対して生徒会は通学路にゴミ箱を設置して
ゴミの回収を開始。クラスごとの街のごみ拾いも開始。



(筆者撮影)

すると地域住民から町の行事や公民館の文化祭への参加要請が出て、生徒会は「地域との連携」を決定し、積極的に参加していく。



(筆者撮影)

生徒会は文化祭で地域問題を考える「辰高生と地域住民
によるまちづくりシンポジウム」の開催を始めた。



(筆者撮影)

高校生と地域住民・行政による町づくりシンポ

各年度のテーマ

- ①市町村合併と魅力ある町づくり→生徒会は中学生以上の意向調査を主張し、町は2回実施し、合併しなかった。
- ②町の中心にあった南信パルプ工場の跡地利用について→公園と住宅地を希望したが、町に予算がなく、工場団地に。
- ③町営病院の移転改築問題→生徒会は町営プールをつぶすことに反対し、町は別の場所に建設。
- ④町のゴミ処理と生徒のゴミ分別について
- ⑤高校が地域にあるメリットと高校統廃合問題について

「プールは子どもたちの夢。つぶさないで」

- ・辰野町は耐震構造でない老朽化した町営病院の移転新築を発表。
町営の温水プールは赤字なので廃止して、そこに温泉リハビリテーション病院を新築するという計画。
- ・生徒会は地域住民にアンケートをとると、高齢者は「あんな不便な所まで通えない」と反対が多数。シンポジウムで、生徒会長はその結果を発表して、「プールは子どもたちの夢です。夢を大事にすれば子どもたちは、この町はいい町で好きだとなり、将来も住み続けていき、過疎化の心配も減ります。プールをつぶさないでください。」と意見表明。
- ・翌日の辰野新聞で報道され、のちに辰野町は住民意向調査をして、町の中心部にある別の土地を購入して病院を建てた。

まちづくりへの参加も子どもの権利

- 子どもの権利条約「その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保証する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」
- 子ども参加のまちづくりは子どもの権利であるが日本では実施は少ない。子ども・若者が参加した駅前開発などは成功している。

商工会から「空き店舗を辰高生の店に」と提案され、 商店街活性化のための「辰高フリーマーケット」を開始



(筆者撮影)

駅前商店街の駐車場で開催し、若者をさびれた商店街へ



(筆者撮影)

フォーラムでは、商店街から「辰高生の活動で元気をもらった」、生徒からは「褒められて頑張れた」と発言し合えた。



(筆者撮影)

商業科は地域活性化のための商品開発に取り組む 米玉堂とのコラボ商品のお菓子を県内スーパーで販売



(筆者撮影)

生徒が商品開発したクッキーは現在 3 種類に パッケージのデザインもすべて生徒が担当



(筆者撮影)

2012年、商業科生徒による空き店舗活用のコミュニティ・カフェを商工会の援助で開始した。



(筆者撮影)

冬期間、隔週の土曜日に開店



(筆者撮影)

「冬、家に閉じこもっている一人暮らしの高齢者が集える場所にしよう」という生徒発案のコンセプトで始まった。



(筆者撮影)

生徒が考え地元の食堂や弁当屋さんが作った「ホタル丼」や「たつこうバーガー」を食べられる。



(筆者撮影)

帰りのお土産には、生徒が商品開発したお菓子が並ぶ



(筆者撮影)

ママさんたちの要望で子ども向けのシネマ・カフェも開催
町の施設で商業科の生徒が町民に簿記・パソコン講座も



(筆者撮影)

シカゴのサービス・ラーニングの取り組み例

- ・日本の「探究」と似ているが、研究とともに活動することが特徴。

(英語)人種差別の歴史や移民の権利、障害者の権利といったテーマを取り上げた文学作品を読み、関連団体での活動や啓発事業を通じてそうした問題に取り組む。

(芸術)地域の英雄の物語を残すための作品を制作する。

(芸術)学校内や社会の問題について広く世に訴えかける作品を制作する。

(芸術・演劇)アメリカで起きている人身売買の問題について創作劇をつくり、学校内・地域で発表して問題を発信する。

(理科)環境問題について学び、地球温暖化や水質汚染の調査や啓発活動に取り組む。

(理科)生態系について学習し、コミュニティ・ガーデンをつくる。

(社会科)移民関連の政策や問題を学習し、関連団体と連携して活動する。

(社会科)選挙についての学習の一環で、投票を呼びかける活動を計画し実践する。

(外国語)必要な単語を学習したのち、介護施設で高齢者に聞き取りをし記録に残す。

(シカゴ学区のウェブサイトで公開されていたもの『世界に学ぶ主権者教育の最前線』古田雄一氏より)

米国の市民性教育のバイブル的存在 報告書『学校の市民的使命』（2003年）

- 市民性教育の目的は「子どもが生涯にわたって、能力と責任をもった市民となれるための技能、知識、態度を、彼らが獲得し活用することを学ぶ助けとなること」
- 「**能力と責任をもった市民**」の要素は、
 - ①知識をもち思慮深くあること
 - ②**地域コミュニティに参加すること**
 - ③**政治的に行動すること**
 - ④道徳的・市民的な徳性をもつこと

フォーラムは全体会に全校生徒が参加



(筆者撮影)

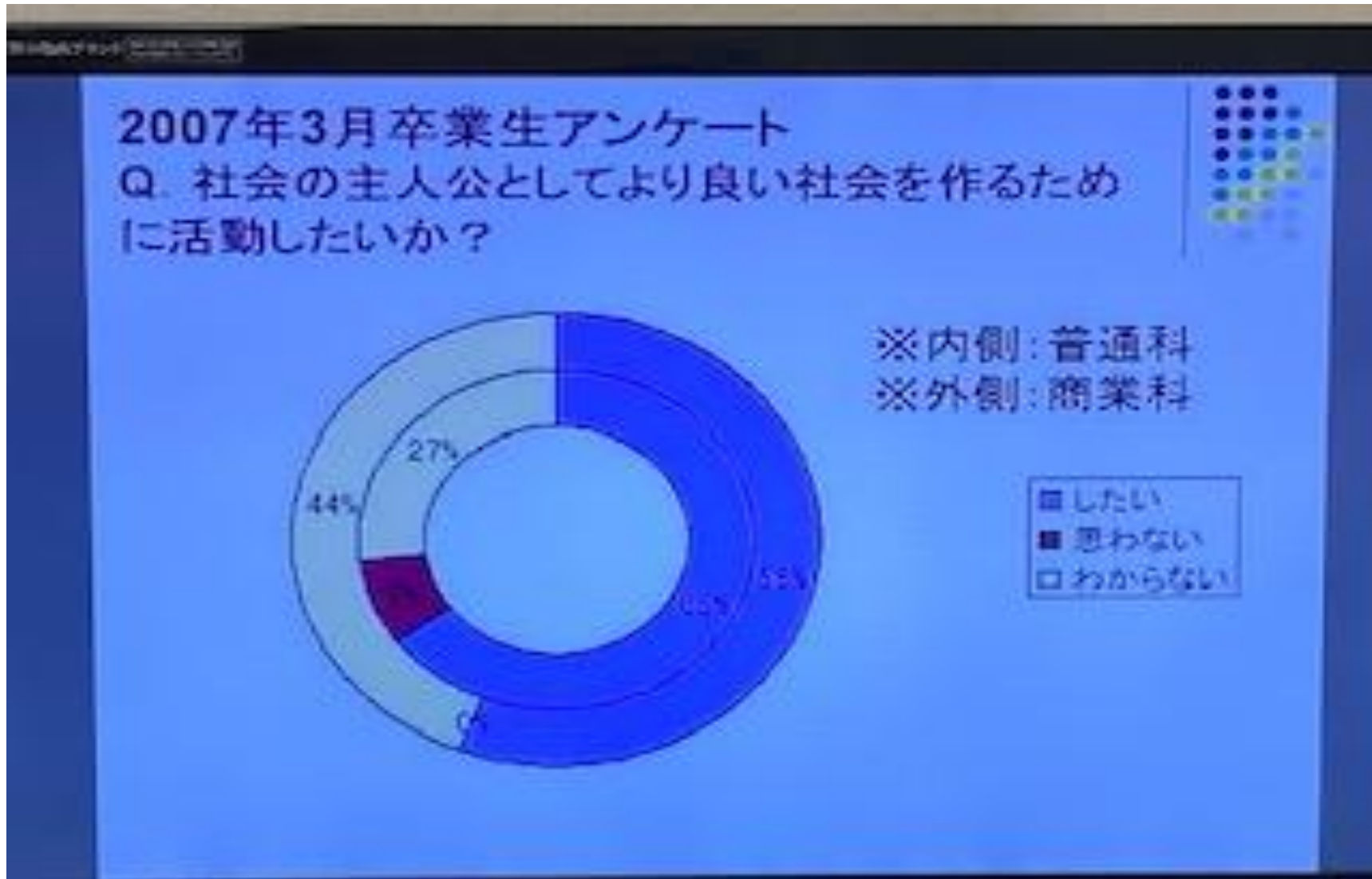
分科会で生徒たちの活動と住民の活動が報告
され、どう連携していくか話し合ってきた



(筆者撮影)

辰野高校の生徒の主権者意識は？

(2007年3月生徒会の卒業生へのアンケートより)



(筆者撮影)

生徒の参加を保障することで主体性が育つ

- ・子どもの意見表明権を保障して学校や地域に生徒が参加できる三者協議会・フォーラムを実践してきた学校への調査で次のような教育的効果が分かった。
- ①教職員・児童生徒・保護者に開かれた民主主義的な学校づくりがすすめられる。
- ②「子どもの権利条約」にある児童生徒の参加と意見表明の保障がすすめられる。
- ③三者の話し合いによる合意で校則や授業、施設設備が改善されていく。
- ④教育の専門職である教員と、学習権をもつ児童生徒と、子どもの教育権をもつ保護者の三者が学校づくりの当事者となり、共同がすすむ。
- ⑤生徒は学校づくり・地域づくりに参加して主体的な市民意識が向上する。
- ⑥児童生徒は話し合いへの参加で、自分たちの意見や要求をとりまとめる力、プレゼンテーションする力、議論する力、問題解決する力を向上させる。
- ⑦学校内の問題が公開化されるので、いじめや教師による体罰やハラスメントが減少する。

辰野高校を見学して広がる 東京で三者協議会を実施している学校

- 大東学園高校
- 和光中学(三者)・和光高校(二者)
- 東大教育学部附属中等教育学校
- 法政大学中学高等学校
- 日本橋中学

東京の私立・大東学園高校の三者協議会



(筆者撮影)

学校運営への生徒参加を実践している教師・父母・研究者で
「開かれた学校づくり」全国交流集会を毎年開催してきました
「開かれた学校づくり全国連絡会」にご参加ください。

ホームページ <https://sites.google.com/view/hgzenkokuren/>



大東学園の三者協議会は「校則づくりに生徒が参加する学校」とNHK、朝日新聞、東京新聞などで報道が続いた。



(筆者撮影)

2023年4月に「こども基本法」がスタート 子どもの意見表明権と参画の確保が明記される

こども基本法第三条

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

「生徒指導提要」も改訂され、校則改善に生徒参画が入る

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

現状では、子どもの意見表明権の保障は困難

- ・ **子どもの権利条約を「内容までよく知っている」は21.6%のみ。**
- ・ **意見表明を子どもの権利として捉えていない教員が1/3を超えている、また子どもの権利条約を子どもに伝える取り組みをしていない教員が5割近くいる**という現状では、子どもの意見表明権の保障をするように法律や教員の指導の基本書で定められたといっても、その実現は厳しいと判断せざるを得ない。それでは、どうしたら良いのでしょうか。

教職課程と学習指導要領に子どもの権利条約を

- 以上のことから、文科省に以下のことを求めます。
 - ①大学の教職課程で「子どもの権利条約」及び「こども基本法」についての学習を必修化すること。
 - ②大綱的基準である学習指導要領に子どもの権利条約の学習を入れ、子どもが「子どもの権利条約」を学べるようにすること。
 - ③文科省「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」と「意見表明権」が入ったので、文科省は校則改善や授業改善、施設・設備の改善などで子どもの権利条約に基づいて子どもの声を聴いてすすめるよう通知すること。
- また、文科省が上記のことについて実施するまでの間は、**各大学の努力で、教職課程に「子どもの権利条約」及び「こども基本法」の学習を入れることを期待します。**

2023年日本若者協議会が「学校における子どもの権利保障」に関する提言を文科省に提出

- 提言の一部

1.子どもの声が聴かれる学校へ

1-1.三者協議会(四者協議会)の設置(子どもの声を聞く仕組みづくり)

1-2.「民主主義教育」を学校の最上位目標に

- 提出した高校生の言葉「三者協議会で自分が訴えたことで社会が変わると実感できれば、若者の政治参加にもつながる」



若者とともに



宮下与兵衛

Miyashita
Yohee

地域をつくる
学校を変える
社会・政治を変える

なぜ若者は社会活動に参加しないのか？
どうしたら関心を持つようになるのか？
社会活動に参加している若者の秘密は？
世界と国内の多くの事例を紹介しながら、
社会に目を向ける主権者への道を模索する。

推薦
します

全日本民医連会長
増田 剛さん

日本若者協議会代表理事
室橋祐貴さん

社会参加の後継者を
求め育てようとしている人必読

かもがわ出版